

2021年12月14日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
〃 副大臣 古賀 篤 殿、佐藤 英道 殿
〃 厚生労働政務官 島村 大 殿、深澤 陽一 殿
中央社会保険医療協議会会長 小塩 隆士 殿
〃 各委員
厚生労働省保険局医療課長 井内 努 殿

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

医科診療報酬の「F100 処方料の外来後発医薬品使用体制加算」 「A243 後発医薬品使用体制加算」に関する要請書

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度の拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症拡大の1日も早い収束に向けて、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,300人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、2021年2月9日に小林化工株式会社、3月5日に日医工株式会社、10月11日に長生堂製薬株式会社が業務停止処分を受けました。この影響を受けて、日本ジェネリック製薬協会に所属する会員会社が製造する後発医薬品について、11月24日現在2379品目の医薬品が供給調整品目とされました。先発医薬品への変更も困難な状況です。

これにより、臨床現場が非常な混乱に陥っています。

事態を受け、厚生労働省は「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取り扱い」（2021年9月21日付）を発出。医科診療報酬「F100 処方料の外来後発医薬品使用体制加算」、「A243 後発医薬品使用体制加算」等における実績要件である後発医薬品の使用（調剤）割合を算出する際に、算出対象から外しても差し支えない「除外リスト」を示しました。

しかし、算出から除外されるのは2021年7月1日時点で供給が停止されていると医政局経済課に報告があった医薬品とされました。その後も供給が停止された医薬品が増えており、この事務連絡で発出された除外リストだけでは不十分になっております。

この状況を解決するために、2021年6月30日時点で医科診療報酬の「F100 処方料の外来後発医薬品使用体制加算」、「A243 後発医薬品使用体制加算」の施設基準を満たしていた医療機関は、2022年3月31日までは実績報告することなく、施設基準を満たしたものとして扱うことなど、下記の内容を要請いたします。

併せて、早期に安心・安全な医薬品の供給が安定するよう措置を講じることを求めます。

記

- 一、医科診療報酬の「F100 処方料の外来後発医薬品使用体制加算」、「A243 後発医薬品使用体制加算」等の施設基準は実績報告がなくても2022年3月31日まで基準を満たしている扱いとすること。
- 二、2022年4月1日を超えてなお医薬品の安定供給が実現できない場合は、「一」の取扱いを継続すること。

以上